

【 検 査 】

810 結核菌特異的インターフェロナー $\gamma$ 産生能と結核菌群核酸検出（結核疑いの初診時）の併算定について

《令和8年4月30日》  
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

結核疑いの初診時に対するD015「29」結核菌特異的インターフェロナー $\gamma$ 産生能とD023「14」結核菌群核酸検出の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

結核菌特異的インターフェロナー $\gamma$ 産生能は結核感染の有無を調べる検査であり、結核菌群核酸検出は喀痰、髄液、尿などの臨床検体で結核菌の存在を調べる検査である。目的が異なる2つの検査は結核疑いの初診時の検査として必要と考える。

以上のことから、結核疑いの初診時に対するD015「29」結核菌特異的インターフェロナー $\gamma$ 産生能とD023「14」結核菌群核酸検出の併算定は、原則として認められると判断した。